

Q6 「セルフメディケーション税制」はどのような制度ですか？

A6 スイッチOTC医薬品を購入した場合に、その購入費用について従来の医療費控除の代わりに所得控除を受けることができるものです。

制度の概要

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（注1）を行う個人（申告者）が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（注2）の購入の対価を支払った場合、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）について、その年分の総所得金額等から控除します。ただし、一定の取組に要した費用は所得控除の対象にはなりません。

（注1） 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

（全部する必要はなく、どれかひとつでもかまいません。）

ただし、任意（全額自己負担）の健康診査、要再検査・要精密検査と判定されて受けた検査は含みません。

（注2） 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品

（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く）。

対象品はレシート等にその旨の記載があります。

ただし、セルフメディケーション税制による所得控除と従来の医療費控除を同時に利用することはできません。

添付又は提示が必要な書類

1 セルフメディケーション税制の明細書（添付）

スイッチOTC医薬品の購入費は、申告者、申告者と同一生計の親族のものでセルフメディケーション税制の対象であることが記載されているものが対象。

2 一定の取組を証明する書類（添付又は提示）

証明書類には必ず①氏名、②一定の取組を行った年、③保険者、事業者若しくは市町村の名称又は医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があること。

- ・インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌感染症等）の領収書又は予防接種済証
- ・市区町村のがん検診の領収書又は結果通知書
- ・職場で受けた定期健康診断の結果通知表
（「定期健康診断」という名称と「勤務先名称」の記載が必要）
- ・特定健康診査の領収書又は結果通知表
（「特定健康診査」という名称又は「保険者名」の記載が必要）
- ・人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書又は結果通知書
（「勤務先の名称」「保険者名」の記載が必要）

※結果通知表は写しによる提出が可能で健診結果部分は不要なので、診断結果部分は見えないよう黒塗り等お願いします。

※上記書類に必要事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。

従来の医療費控除との違い

項目	セルフメディケーション税制	従来の医療費控除
条件	申告者本人が健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っていること。 12,000円以上スイッチOTC医薬品の購入があること。	支払った医療費の領収書の金額から補填された金額を引いた残りが、所得の5%の額か10万円のどちらか低い額より大きいこと。
控除下限額	12,000円	所得の5%の額か10万円のどちらか低い額
控除上限額	88,000円	2,000,000円

根拠法令

- ・租税特別措置法第41条の17の2
- ・租税特別措置法施行規則第19条の10の2
- ・租税特別措置法施行令第26条の27の2
- ・厚生労働省告示第178号
- ・厚生労働省告示第181号